

畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業補助金交付要綱第24条に基づき、本事業の基本的事項を公表します。

| | |
|----------------------------|--|
| 基金の名称 | 畜産・酪農収益力強化総合対策基金 |
| 法人名 | 公益社団法人 中央畜産会 |
| 基金額(国庫補助金等相当額) | 35,701百万円(35,701百万円) |
| 基金事業の概要 | <ul style="list-style-type: none"> ・地域ぐるみで収益性を向上させる畜産クラスターの推進のための新たな取組の実証や全国的な普及活動を推進(補助率:定額) ・畜産クラスター計画に位置付けられた中心的な経営体の収益性の向上に必要な機械の導入(補助率:1／2以内) ・畜産クラスター計画に位置付けられた中心的な経営体の収益性の向上、畜産環境問題への対応に必要な施設の整備(補助率:1／2以内) ・酪農経営における性別別精液・受精卵を活用した優良な乳用種後継雌牛の確保、和牛受精卵を活用した和子牛生産の拡大等の取組を支援(補助率:1／2位内) ・肉用牛経営及び酪農経営における新たな畜産技術を活用した繁殖性の向上の取組等を支援(補助率:1／2位内) ・養豚業の基礎となる種豚の能力向上等を図るために行う、種豚生産経営等における飼料の利用性及び肉質の測定、飼養衛生管理の高度化並びに凍結精液の製造のための機器導入等の取組を支援(補助率:1／2位内) ・家畜の遺伝的能力を最大限に發揮させるための家畜の生産性データ等の収集・分析、技術指導、現地講習会等の取組を支援(補助率:1／2位内) |
| 基金事業を終了する時期 | 未定 |
| 基金事業の目標 | <p>我が国の畜産・酪農は、農家戸数や飼養頭数が減少しており、生産基盤の強化が喫緊の課題である。このような中で、環太平洋パートナーシップ協定(以下「TPP」という。)が平成30年12月30日に発効され、また、日EU経済連携協定(EPA)についても、平成31年2月1日から発効された。</p> <p>このような我が国をめぐる国際環境に対応すべく、「総合的なTPP等関連政策大綱」(平成29年11月24日TPP等総合対策本部決定)において、「強い農林水産業の構築」として、(1)省力化機械の整備等による生産コストの削減や品質向上など収益力・生産基盤を強化することにより、畜産・酪農の国際競争力の強化を図ること、及び(2)国産チーズ等の競争力を高めるとともに、その需要を確保し、将来にわたって安定的に国産チーズ等の生産に取り組めるようにし、さらに、原料面で原料乳の低コスト・高品質化の取組の強化、製造面でコストの低減と品質向上・ブランド化等を推進することとされた。</p> <p>これに則り、畜産・酪農の収益力・生産基盤を強化し、国際競争力の強化を力強く、集中的に進めるため、畜産農家を始めとする関係者が連携する畜産クラスターの仕組みの活用等により、生産コストの削減、規模拡大、外部支援組織の活用、優良な乳用後継牛の確保、和牛主体の肉用子牛の生産拡大等、地域一体となって行う取組を支援する。</p> |
| 給付対象となる事務又は事業の採択に当たっての申請方法 | <p>①畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業:農林水産省及び中央畜産会ホームページで公表</p> <p>②畜産・酪農生産力強化対策事業:中央畜産会ホームページで公表</p> |
| 申請期限 | <p>①畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業:農林水産省及び中央畜産会ホームページで公表</p> <p>②畜産・酪農生産力強化対策事業:中央畜産会ホームページで公表</p> |
| 審査基準及び審査体制 | 事業実施要綱・要領による。 |